

分が組合の幹事部なるを復職運動を起しえら  
ぬ故に

解任者に対する支給額

十六日内外の者 二名

十日内外の者 二名

八日内外の者 十名 平均九日

九日晝休みの工場の店務に集合代表者交

渉委員を選定すると同時に演説会を開し

晝休み以後は罷業状態に化し従事せず

午前一時社長の面会を求めたが十一日午前

十時面会を約束

十一日幹事部は社長と面会し入りが十八名の

復職運動は拒絶

同日廿二日増し寺の大倉を閉じ同館に罷業を宣言

し尚西女中安未とし

(イ) 解任者十八名を復職せしむること

(ロ) 今後付絶対し不き解任をせしむること

(ハ) 八時間制実施

(ニ) 今回の争議に付し絶対的犠牲者を出す事

(ホ) 今回より争議中に於ける口給を支給すること

以上五條の西女中條件を可決同時に会社側

に提出し廿二日正午に解任を迫る会社は十三

日毎回答あるを約束

十三日幹事部は十二日に従業員を防犯したる